

西海協.com

西海協 検索

*** 謹賀新年 ***

ごあいさつ

理事長 中島三好

明けましておめでとうございます。

平素は組合運営にご理解ご協力を賜りあつくお礼申し上げます。おかげさまで第14期も半ばを過ぎました。技能実習生事業は順調に推移しており、昨年末の実習生総数は858名となり今年度になって51名増加しております。組合員各位のご支持、ご指導の賜物と深く感謝申し上げます。

さて、技能実習制度につきましては一部の監理団体や受入企業で行われている人権侵害、賃金未払、その他不正行為は後を絶たずマスコミ、各種団体などから批判を受けており、これらの是正をはかるべく昨年の通常国会に「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案」が上程されました。制度発足来の最大の制度改正ともいえる法案ですが、安保法案の審議などの影響により審議未了で継続審議となり、今国会で改めて審議されることとなりました。

通称「技能実習法」と言われておりますこの法案の概要は以下のとおりでございます。

1. 技能実習制度の適正化

- (1) 送出国との間で政府間取り決めを行い、相手国政府と協力して保証金や高額な経費を徴収するなどしている不適正な送出し機関を排除する。
- (2) 監理団体については認可制、実習機関は届出制、技能実習計画については認定制とする。
- (3) 新たに「外国人技能実習機構」を創設。認可、届出を受ける、監理団体や受入企業などを実地に検査することができるなどの権限を持つことになる。
- (4) 技能実習生が不適切な行為を受けたときの通報、相談窓口を整備するとともに、実習先の変更についても支援する。
- (5) 都道府県に関係行政機関から成る地域協議会を設置し指導監督、連携体制を構築する。

2. 制度の拡充

- (1) 実習期間を延長する。一旦帰国後さらに最大2年間実習が可能となる。
- (2) 受入人数枠の増加
- (3) 受入対象職種の拡大。新規職種の随時追加、複数職種の同時実習を可能とする。

この法案の最大のポイントは技能実習機構の設立とその役割、権限にあると思います。もちろん期間延長や職種拡大も大きな変更点ではありますが、いずれについても実習が適切に行われていると認定されることが前提でありますので、「機構」の存在はこれまでのJITCOとは異なるさらに重い存在であることを認識しておく必要があります。

法案が成立し、その運用が判明しましたら説明会を開催する予定でおりますので、ご参加くださいますようお願いいたします。

皆様もすでに報道等でご承知かとは思いますが、昨年9月に法務省が第5次出入国管理基本計画を発表しました。これは今後のいわゆる「入管法」に基づく出入国管理行政の基本計画であり、将来の入国管理や難民認定に関する方向性が示されたものです。基本方針は次のとおりです。

1. 日本経済や社会に活力をもたらす外国人を積極的に受け入れる。
2. 少子高齢化を踏まえ、外国人の受入について政府全体で検討していく。
3. 新たな技能実習制度を構築する。制度の適正化と拡充を検討する。
4. 在留外国人と共生できる社会の実現
5. 観光立国のための施策
6. 治安維持のため厳格かつ適切な入国審査と不法滞在者への対策強化
7. 難民の適正かつ迅速な庇護の推進

西日本海外業務支援協同組合
(略称:西海協)

<http://www.saikaikyo.com/>

2016年1月5日 発行 第015号

～タイム使参事官ご来訪～

タイ大使館スチャダー・チーチャロン公使参事官が当組合へ来訪されました。西海協実習生の実習現場をご訪問され、タイ人実習生に対し直接激励されました。



西海協事務所ご来訪時(スチャダー・チーチャロン公使参事官(前左)と労働担当事務所和田マリ一氏(前右))



西海協研修センターご訪問時

日本語能力試験 2014年第2回目 受験結果

レベル	受験者(人)	合格者(人)	合格率	全体合格率 ※ご参考値
N1	18	0	0%	30.8%
N2	36	8	22.2%	38.3%
N3	139	40	28.8%	37.0%
N4	109	39	35.8%	37.4%
合計	302	87	28.8%	35.4%

※ご参考値: 2014年第2回目に実施されたN5を除く全受験者(28.4万人)の各レベル毎の合格率。

日本語能力試験 2015年第1回目 受験結果

レベル	受験者(人)	合格者(人)	合格率	全体合格率 ※ご参考値
N1	15	1	6.7%	34.6%
N2	50	14	28.0%	43.0%
N3	191	46	24.1%	37.9%
N4	122	43	35.2%	35.4%
合計	378	104	27.5%	38.2%

※ご参考値: 2015年第1回目に実施されたN5を除く全受験者(27.2万人)の各レベル毎の合格率。

このなかで注目すべきは、少子高齢化を踏まえ、専門的な高度人材はもとより、専門的技術的といえない人材(一般労働者)の受入についても言及していることです。現在は単純労働者の受入は制度上不可能ですが、人口減少に合わせて幅広い観点から国として受入を模索し、それを国民に問うべきであるとしています。一気に移民の受入までいくとは考えにくいものの、何らかの方法で不足する労働力を補う施策が出てくることを示唆しているものと考えられます。これについては、組合としましても感度を敏感に対応していくことが求められると考えており、必要な情報を早期に提供させていただき所存でございます。

昨年来の傾向としまして、労働局と入管当局との情報の流通が密になるとともに、技能実習生の過重労働、三六協定違反など労働法規違反が厳しく取り締まりを受けるようになりました。本来、実習計画は大幅な残業や休日出勤を前提に策定されたものではありませんので、過大な時間外労働は当初の実習計画に不備があると見なされることになり、実習計画の基礎となっている労働時間を大きく越えてしまった場合、実習計画と実習の実施の間に大きな齟齬があると見なされてしまいます。

実習生の労働時間管理は、加重労働の禁止、適正な労働時間管理という側面と、実習計画との齟齬という二つの側面がありますので、これからも実習生の受入を継続しようとお考えの場合は、この点に十分な注意を払っていただくことが肝要であると言えます。

最近、当組合の組合員企業におきまして、過重労働を因として入管当局から指導を受けるという事案がありました。80 時間、100 時間を越える時間外が一定期間継続してしまい、その他の要因も重なって指導を受けたものです。特に過重労働につきましては三六協定とは原則無関係でありますので、実習生につきましては一定限度を超えない適切な労働時間を厳守していただきますようお願いいたします。もとより三六協定の範囲内であることは言うまでもありません。

組合では、3ヶ月ごとに監査を行っております。その際には必要な情報の提供やご協力をお願いしております。この監査は法令で定められたものであり、その結果を正直に当局に報告することが義務づけられております。監査に際して特にお願したいのは、技能実習生に限らず労働災害の有無、労働基準監督署の調査の有無およびその結果につきましては、直接技能実習生との関わりが低い場合もあるかもしれませんが、漏れなく情報を開示していただき必要な書類の写しを頂戴できますようご配慮をお願いいたします。

「技能実習法」が施行されますと、「技能実習機構」による立ち入り調査が実施されるなどこの制度に対する監督が一段と強化されますことも申し添えます。

皆様のおかげを持ちまして当西日本海外業務支援協同組合は来年度で満15年を迎えます。これを機に皆様からのご信頼の増幅と、いっそうの価値の提供を心がけて業務運営にあたる所存でございます。今後とも組合運営にご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上

～JITCO主催 第23回日本語作文コンクールにて最優秀賞受賞～

毎年実施されるJITCO主催の外国人技能実習生・研修生日本語作文コンクールですが、2015年度は「技能実習・研修 生活を通して感じたこと」をテーマに開催され、今回も2千を超える応募があった模様です。そのような中、工業包装の中国人実習生 林 龍飛（リン リュウヒ）さんが『塩飴から学ぶこと』で最優秀賞を受賞しました。

例年、日本語作文コンクールの受賞者は年に一度開催されるJITCO交流大会の会場において表彰されており、林 龍飛さんも今回大会に参加しました。日本語能力試験N2に合格している林さんですから、日本語での受け答えもきっと素晴らしかったことと思います。



ベトナム国の技能実習生に関する規定の制定について

2015年11月、ベトナム当局が日本への技能実習生派遣に関する新規定を発表しました。派遣されるベトナム人技能実習生数の増加に伴い、技能実習生の過度な費用負担や失踪等の問題が顕在化したことへの対応として設けられたものです。受入れ側である監理団体ならびに実習実施機関に関係する主な項目は以下のとおりです。

- 監理団体としてベトナムからの技能実習生受入れ数が年間200人以下の場合、協定を交わすことができるのは送出し機関3社まで
- 講習手当の額は、1ヶ月1人当たり50,000円（給食なしの場合）、または 30,000円（給食ありの場合）を下回らないこと
- 技能実習生からの宿舎費・寮費の徴収は、1ヶ月1人当たり20,000円を超えないこと（水道光熱費は含まないと思われる）
- 監理団体から送出し機関に対し現地事前講習を委託する場合の委託費は、最低15,000円とする

新規定では、新たに技能実習生から徴収される学費や手数料の上限額が示された他、送出し機関における日本語スタッフの配備や在日技能実習生の失踪者リストの提出など適正な運用を行う為の義務規定が設けられました。失踪の割合が高い送出し機関は一定期間派遣を禁止するなどの懲罰規定も設けられたことにより、適正な制度運用のできない未熟な送出し機関が排除されることが期待されます。一方、受入れ側としては、負担増となる可能性もあるものです。関係する企業様につきましては協定覚書などの取り交わしも必要になってまいりますため、詳細は改めてご連絡申し上げます。

